

## 和光市情報公開条例新旧対照表

改正案	現行
<b>目次</b>	<b>目次</b>
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>  第1節 (略)</p> <p>  第2節 (略)</p> <p>  <b>第3節 削除</b></p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>  第1節 (略)</p> <p>  第2節 (略)</p> <p>  <b>第3節 公文書の任意的な開示 (第19条)</b></p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>
(公文書の開示を請求できる者)	(公文書の開示を請求できる者)
第5条 何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。	<p><u>第5条 次に掲げる者は、実施機関に対して公文書の開示(第5号に掲げる者にあっては、その者の有する利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求することができる。</u></p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する者</p> <p>(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>(3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>(4) 市の区域内に存する学校に在学する者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者</p>
(公文書の開示請求の手続)	(公文書の開示請求の手続)
第6条 (略)	第6条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
	(2) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
	ア 前条第2号に掲げる者 その者の有する事務所又は事業所の名称及び所在地
	イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
	ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
	エ 前条第5号に掲げる者 その者が有する実施機関が行う事務又は事業に係る利害関係の内容
(2) (略)	(3) (略)
(3) 前2号に規定するもののほか、規則で定める事項	(4) 前3号に規定するもののほか、規則で定める事項
2 (略)	2 (略)
<u>第3節 削除</u>	<u>第3節 公文書の任意的な開示</u>
	(公文書の任意的な開示)
<u>第19条 削除</u>	<u>第19条 実施機関は、第5条の規定により公文書の開示を請求することができる者以外の者から公文書の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。</u>